IR-001-01 Confidential

# 秘密保持契約書

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)は、以下の通り約定し、

合意成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有します。 なお、甲及び乙が別途合意した場合、本秘密保持契約書(以下「本秘密保持契約」といいます。)を書面によらず電磁的方法により 締結することとし、その証として、甲乙間で記名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管します。

本秘密保持契約は、甲乙間の交渉(以下「契約交渉」といいます。)の過程で、甲または乙が知り得る情報の保護を目的とします。

## 第2条(秘密情報)

- 1.本秘密保持契約において、「秘密情報」とは、次の各号に掲げるものをいいます。
  - 契約交渉の過程において、書面、電磁的記録、電磁的方法その他媒体または方法の如何を問わず客観的に認識できる状態により、かつ、秘密であることを明示または明記して、一方当事者(以下「開示当事者」といいます。)が相手方当事者(以下「受領当事
  - 者」といいます。)に対して開示した情報 契約交渉の過程において、開示しま者が受領当事者に対し、秘密であることを告知したうえで口頭または映像等の無形媒体により開 示した情報であって、開示後 30 日以内に、当該情報が秘密であることが、前号に定める客観的に認識できる状態により明示された 情報
  - 契約交渉が行われている事実およびその内容
- ④ 本秘密保持契約が締結された事実およびその内容 2.前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、本秘密保持契約における秘密情報として取り扱わないものとします。 ① 受領当事者が知得した時点において既に所有していた情報

  - 受領当事者が知得した時点において既に公知の情報
  - ③ 受領当事者が知得した時点以後において受領当事者の責に帰すべからざる事由によって公知となった情報
  - ④ 正当な権限を有する第三者から受領した情報
  - 秘密情報によらずに独自に開発した情報 (5)

#### 第3条(守秘義務)

- 1.受領当事者は、秘密情報(秘密情報を記載または記録した媒体を含みます。以下同じ。)を善良な管理者の注意義務をもって取り扱い その複写および複製は契約交渉の目的のために必要最小限とし、次の各号に掲げる行為は禁じられるものとします。但し、受領当事者が、当該秘密情報を知る正当な理由のある自己の役員、従業員をたは下バイザー(以下、総称して「従業員等」といいます。)に本秘密保持契約と同一の義務を対したとで、必要最小限の範囲で秘密情報を開示する場合は、この限りではある。また。を通当事 者から開示を受けた従業員等に義務違背があったときは、当該従業員等に秘密情報を開示した受領当事者もその責を負うものとしま す。 ① 秘密情報を第三者に開示または漏洩すること。

  - ② 契約交渉以外の目的のために秘密情報を利用すること
- 2.前項の定めにかかわらず、受領当事者は、法令または金融商品取引所の規則(以下「法令等」といいます。)に基づき秘密情報の開示を 請求されたときは、法令等により強制される必要最小限の範囲および方法により、当該請求に応じて秘密情報の開示を行うことができるものとします。この場合、受領当者は、秘密情報を開示する前に、別示当事者に対して開示内容を報告するものとし、開示当事者 が当該開示内容の修正を求めた場合は、受領当事者は誠意をもって協議するものとします。

#### 第4条(付帯する義務)

次の各号に掲げるときは、受領当事者は、直ちに一切の秘密情報を、開示当事者に返却または廃棄しなければならないものとします。 なお、開示当事者より請求があった場合には、受領当事者は、開示当事者に対し、秘密情報を破棄した旨の証明書を交付するものとしま

- ① 甲乙間の契約交渉が不調に終わったとき。
- ② 開示当事者の指示があったとき。

### 第5条(義務の不存在等)

1.本秘密保持契約は、甲および乙の相手方当事者に対する秘密情報の開示または提供の義務を構成するものではないものとします。 2.本秘密保持契約に明示的に規定されているほかは、甲および乙は、相手方当事者に対し、本秘密保持契約に基づく秘密情報の開示。 提供等により何らかの権利(特許権、著作権その他の知的財産権の実施または利用に関する権利を含みます。)を付与または許諾するも のではないものとします。

# 第6条(違反)

- 7.受領当事者または第3条第1項但書に基づいて受領当事者から開示を受けた従業員等が本秘密保持契約に違反した場合、開示当事者は、受領当事者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。 2.受領当事者または第3条第1項但書に基づいて受領当事者から開示を受けた従業員等が本秘密保持契約に違反し、または違反するおそれがある場合、開示当事者は、受領当事者に対し、当該違反の停止または予防を請求することができるものとします。

#### 第7条(期間)

本秘密保持契約は、契約締結日より効力を発し、その後1年間有効に存続するものとします。

# 第8条(専属的合意管轄)

本秘密保持契約に起因または関連する一切の紛争については、訴額により東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。

> 締結日:20 年 月 Н

(甲)

